



～お互いに気付きあえる練馬のまちづくり～ 練馬区高齢者等見守りネットワーク事業協定を締結

と き 平成 27 年 7 月 15 日 (水)

と ころ 練馬区役所 (豊玉北 6-12-1)

15日、区は、巣鴨信用金庫(本店:豊島区 田村和久理事長)と、「練馬区高齢者等見守りネットワーク事業協定」を締結した。

活動内容は、練馬区内の店舗(8店舗)に区民が来店した際や、社員が高齢者宅へ訪問した際に何らかの異変を感じた場合、区の高齢者相談センター(地域包括支援センター)や警察、消防に速やかに通報を行うというもの。

区は、通報に基づき住民を特定し、安否確認など必要な対応を行う。



【調印式の様子】

【高齢者等見守りネットワーク事業協定について】

一人暮らし高齢者の方や、障害のある方などを地域で見守ることを目的とするもの。訪問先のポストに新聞や郵便物がたまっている、同じ洗濯物が干されたままである、などの異変に気付いた場合、区の地域包括支援センターや警察、消防に速やかに通報してもらう。区は、通報に基づき、住民を特定し、安否確認など必要な対応を行う。

【見守りの必要性・取組の経緯】

区の高齢者人口約15万人のうち、一人暮らしの方や高齢者のみ世帯の方は、全体の約7割を占めており、多くの高齢者が地域による日常的な安否確認等の見守りを必要としている。

区は、平成15年度から高齢者見守りネットワーク事業を開始し、高齢者相談センターを拠点として、町会・自治会や民生・児童委員、介護サービス事業者等と連携し、緊急時の通報を受けるなど、一定の成果を上げている。

しかし、平成25年度には、孤独死が約480人、徘徊による高齢者が約130人となり、孤独死や徘徊の件数は増加傾向にある。そこで、区は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、平成26年9月1日に電気・ガス・新聞販売店等の高齢者と接する機会を多く持つ多様な事業者等と高齢者等見守りネットワーク事業協定を締結し、見守りの層を重ね、見守りネットワークの強化を図った。

今回の巣鴨信用金庫との協定締結により、見守りネットワーク事業協定団体は26団体となった。今後も、区は、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年～29年)に基づき、見守りネットワークを更に強化するため、高齢者と接する機会を持つ様々な企業等のネットワーク参加を促進する。

【問い合わせ】高齢施策担当部 高齢者支援課 生活支援体制整備係 電話 03-5981-1465